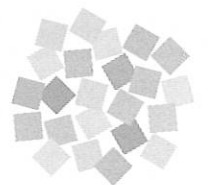


地域資源を最大限活用し、全ての子育て家庭を支援 世田谷版ネウボラで顔が見える相談・支援体制

昔と変わらず、多くの人でにぎわう「世田谷ボロ市」
|| 2017 (平成29) 年



昭和20年代の「世田谷ボロ市」



23 TOKYO

- 特別区長会事務局
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合
- 公益財団法人特別区協議会
- 東京二十三区清掃一部事務組合
- 特別区競馬組合

区政会館だより

二三男くんの未来日記 世田谷区

地域資源を最大限活用し、全ての子育て家庭を支援 世田谷版ネウボラで顔が見える相談・支援体制



「70年過ぎても、ここは変わらな

いなあ」 ボロ市通りに並ぶ露店と、大勢の人混み。骨董品や古着、植木など、様々な掘り出し物が並んでいます。

世田谷ボロ市は1578年、小田原城主北条氏政が世田谷新宿に楽市を開いたのが始まりです。当初は毎月1日と6日の日に月6回開催され、「六斎市」とも言われていました。現在では毎年、12月15日・16日と、お正月が明けた1月15日・16日に開催されています。ボロ市の名の由来は、農家の作業着のつくりや、わらじに編み込むと丈夫になると言われた「ボロ布」で、かつてはボロ布が盛んに売買されていたことが由来です。

今や、ボロ市は世田谷区の冬の風

二三男くんの未来日記

この連載では、70年前からタイムスリップしてきた二三男くんが、23区の「人口ビジョン」や「地方版総合戦略」等を通じて23区の将来の展望を探ります。

巻頭特集記事 二三男くんの未来日記

03 第12回〈世田谷区〉 地域資源を最大限活用し、全ての子育て家庭を支援 世田谷版ネウボラで顔が見える相談・支援体制

- 07 「特別区全国連携プロジェクト」の取り組みについて 平成30年度 第2回全国連携展示 (青森県市町村) 縄文の大地 青森の魅力 平成30年度 第2回全国連携講演会 「関係人口」を学ぶ ~特別区全国連携プロジェクトの推進に向けて~
08 平成31年度都区財政調整区側提案事項について
09 東京都予算に対する知事ヒアリングが実施されました 平成31年度税制改正に向けた要請を 公明党東京都本部代表あて提出 特別区長会調査機構 第2回理事会結果
14 平成30年11月区長会の主な案件等 東京2020オリンピック・パラリンピックを観に行こう!
12 北京市区人民代表大会友好代表团が来日
14 平成30年11月議長会の主な案件等
10 平成30年度管理職選考合格者の発表及び 択一・短答式問題受験の免除者の通知
13 特別区職員研修所からのご案内 2月の研修メニューを紹介します
18 民泊を始めたい!? (訴訟事件事例紹介 339)
07 「特別区全国連携プロジェクト」の取り組みについて 平成30年度 第2回全国連携展示 (青森県市町村) 縄文の大地 青森の魅力 平成30年度 第2回全国連携講演会 「関係人口」を学ぶ ~特別区全国連携プロジェクトの推進に向けて~ 特別区自治情報・交流センター休館のお知らせ
14 平成30年度公益財団法人特別区協議会 第4回理事会の結果
15 首都大学東京オープンユニバーシティ 飯田橋キャンパスより1月開講講座のご案内です!!
16 12月は「大気汚染防止推進月間」です
17 平成29年度に一番多く出された粗大ごみは?
19 平成最後の大一番、東京大賞典(GI)!
20 TCK INFORMATION

1月放送予定表

Table with columns: 放送日, ゲスト区長. Includes dates like 1月12日 (土) and guest names like 成澤 廣修 区長.



Table with columns: 配信開始日時, 配信予定期間, 提供, 番組名, サブタイトル (または放送内容). Lists various programs and their broadcast details.

※本誌発行時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。

物詩となっています。 二三男くんの知っている世田谷区は、まだ農村地域の面影を残した街でしたが、今は多くの住宅が建ち並ぶ街になっています。

「伝統のあるボロ市が残る世田谷区がどんな発展を遂げてきたのか調べてみよう」 二三男くんは世田谷区役所に向かい、区政情報センターの窓口で『世田谷区総合戦略』を受け取りました。世田谷区の総合戦略には「人口ビジョン」も含まれています。

団塊ジュニア世代の人口が最も多い

二三男くんはまず、「人口ビジョン」を読み始めました。 世田谷区の総人口は自然増・社会

増による増加傾向が継続しています。 国勢調査の数値を見ると、1950 (昭和25) 年に40万8千人だった人口は、1975 (昭和50) 年に80万人を突破。その後、80万人を割ったこともありましたが、2010 (平成22) 年には87万7千人まで増えています。

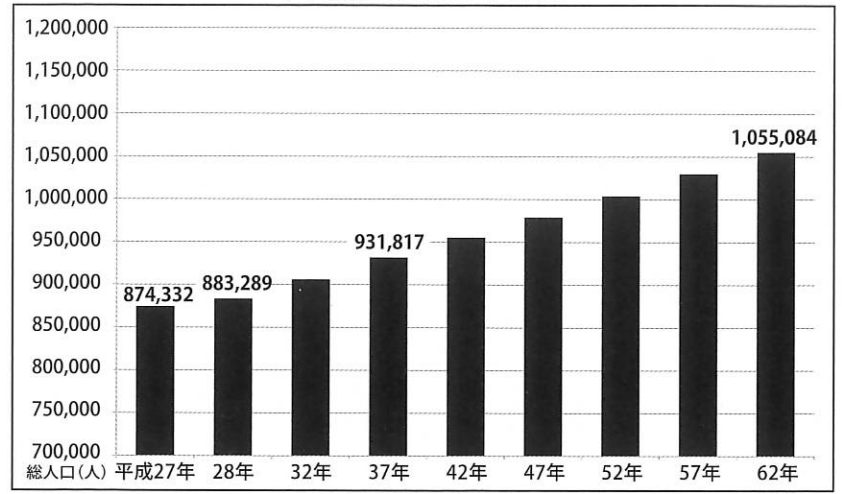
年齢3区分別人口は、1970 (昭和45) 年を100とした場合、年少人口が62・7と大幅に減少した一方、高齢者人口は359、特に75歳以上人口は631と大幅に増加しました。20代前半の人口は、1995 (平成7) 年には8万2千人を超えていましたが、2015 (平成27) 年には半減し、4万5千人を割る状況となっています。

はいわゆる団塊世代の人口が最も多いのに対して、世田谷区においてはその一世代後にあたる団塊ジュニア世代の人口が最も多くなっています。

将来人口推計を見てみると、過去10年間の出生動向が緩やかとなり、かつ国のビジョンで示す人口1億人維持が図られた場合の移動率(転出入母数が減少する結果、移動率が低下)を仮定値として設定する「パターンI」では、総人口、年齢3区分別人口ともに緩やかな上昇傾向が継続し、2050 (平成62) 年には総人口は105万5084人に増えます。合計特殊出生率は1・21に達し、年少人口の増加率は34%になります。高齢者人口の増加(54%)に比べるとかなりの差が見られます。生



世田谷区の将来人口推計 (パターンI)



産年齢人口は数としては増加するものの、全体に占める割合は68%から64%に低下します。

区民の定住意向が高い割合で推移していることを踏まえ、高齢者人口は確実に増加していきます。一方、この間の出生率の低下により、母親年齢人口のうち、特に20代前半の人口が約半分にまで減少していま

す。出生率の急速な回復が見込めない中では、転入超過が解消されると人口が大きく減少することとなります。20代前半の転入超過を維持することは、将来の人口構成に重要な意味を持つこととなります。

人口ビジョンでは、今後の基本的視点として、①人口減少によって人口構成が大きく変化し、社会を支える基盤が揺らぐことがないよう、戦略的な取り組みの重要性を区民・事業者・行政が共有することが必要②転入者の中核を占める20代前半の世代が今後とも継続的、安定的に転入する環境の維持が重要③世田谷区に転入した若い世代が、就職・転職、結婚・出産を機に区外へ転出することなく、安心して住み続けられる地域づくりが重要④今後、人口減少により中長期的には転入減が見込まれる中、転入に頼らない人口維持のため、若い世代の結婚・出産に対する希望に応えられる環境整備が必要①と述べています。

三つの基本目標を掲げる

こうした人口ビジョンを踏まえ、「総合戦略の基本的な考え方」では、

持続可能な自治体経営を実現するためには、「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、魅力ある世田谷を創出することが必要だと指摘しています。そして、「魅力あるまち世田谷」を創出するために、三つの基本目標を掲げています。

基本目標1は、「多くの世代の希望の実現」です。家庭、学校、地域、行政が柔軟に連携し、子育て家庭や保育を必要とする家庭への切れ目のない支援などに取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。また、高齢者が支えられるだけでなく、支える側になることで、生きがいを持つて働くことや、地域とつながる活動を推進するとともに、保健・医療・福祉サービスの基盤整備を図るとしてきます。

世田谷版ネウボラ

基本目標2は、「地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築」です。防災や福祉などの地域課題の解決のため、区民とともに、地域活動団体、NPO等市民活動団体、事業者、大学などの地域人材と、各種施設、空き家等、公的サービス、地域活動などの社会資源を最大限活用し、参加と協働、マッチングによる

地域コミュニティの強化・活性化を図り、誰もが住み慣れたまちで安全・安心に暮らせる持続可能で活力ある地域社会を構築するとしています。

基本目標3は、「心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流」です。縁組協定を結ぶ群馬県川場村をはじめ、他の交流自治体、近隣自治体、被災自治体との連携を強化し、「ひと」や「もの」の交流を深め、相互理解と親善のもと、福祉、産業、コミュニティ、文化など、相互の住民の豊かな暮らしを広げます。また、災害対策やエネルギーの活用など、区単独では解決の難しい課題に対し、他自治体等との協力・連携により、広域での課題解決に取り組むとしています。

二男くんはとくに基本目標1に興味を持ちました。

世田谷区は出生数、合計特殊出生率ともにここ10年は増加傾向にあります。2008(平成20)年から2018(平成30)年までの10年間で、0〜5歳児の人口は7363人増えました。

就学前人口の増加に加え、リーマンショックによる景気の後退や働き方、ライフスタイルの多様化などにより、認可保育園の申請者数は増加し続け、保育待機児童の解消は区の喫緊の課題となっていますが、他の都市部の自治体と比較しても保育所等を利用する割合は決して高くはありません。保育定員の拡充により保育所等の入所割合は2007(平成19)年の23%から2017(平成29)年には36.9%まで増えましたが、実は家庭で子育てをしている世帯も多い自治体です。

そこで、世田谷区が特に力を入れて取り組んでいるのが、「世田谷版ネウボラ」です。これは、区・医療・地域が連携し、妊娠前から就学前まで子育て家庭を切れ目なく支えることを目的とした、顔の見える相談支援体制のことです。

総合支所にネウボラ・チーム

妊娠中や産後、乳幼児を育てる時期は、誰もが様々な不安を抱えるもので、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化なども相まって、妊



妊娠前から不安や悩みを相談できる「世田谷版ネウボラ」

産婦や子育て家庭の孤立感や負担感が高まっています。国の報告書によると、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割を占めています。出産後からの支援では遅く、妊娠前から就学前までの支援を切れ目なく提供するための相談支援体制の整備が求められていました。

そこで、2015(平成27)年4月からの子ども計画(第2期)の重点政策である「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」に基づき検討し、2016(平成28)年7月か

ら「世田谷版ネウボラ」がスタートしました。

世田谷区には五つの総合支所がありますが、世田谷版ネウボラの開始にあたっては、各総合支所に配置された保健師・母子保健コーディネーター・子ども家庭支援センター子育て応援相談員による「ネウボラ・チーム」を設置しました。すべての妊婦を対象に、ネウボラ・チームが妊娠期間接を実施し、妊娠中の健康管理のことや、出産・育児などの不安や悩みについて相談を行っています。

これが、妊娠前から切れ目のない支援の入口のひとつとなります。ネウボラ・チームでは、妊娠期面接後の相談についても随時対応しており、必要に応じて、保育や子育て支援サービスの情報提供などを行っています。

初回の面接では、「せたがや子育て利用券」(1万円分)を渡します。これは、乳房ケア、産後ケア、家事・育児援助、親子の集いの場、一時預かり、育児講座などの地域の民間支援団体などが行う子育て支援サービスを利用する際に使用できます。この利用券は子育て家庭が地域とのつ



地域子育て支援コーディネーターの相談風景

地域の子育て支援サービスで利用できる「せたがや子育て利用券」

¥100

¥500

ながりを持つきっかけとなる効果があります。

また、地域には親子が気軽に立ち寄ることができる一部の「おでかけひろば」等に、「地域子育て支援コーディネーター」が配置されています。

ここでは、子育て支援員研修を受けた専門員が相談者に寄り添いながら、相談者の「困った」を一緒に考え、生活に密着した地域の民間情報や公的な支援情報などを提供していきます。

この地域子育て支援コーディネーターとネウボラ・チームが緊密に連



携することで、例えば、家庭内の状況に多少の不安はあっても、必要な支援の案内しながら地域の中で見守れる家庭もあります。専門的な支援は専門職が、また身近な支援は身近な地域でという分担が可能になり、よりきめ細かな支援ができます。

ネウボラ・チームは、区民が多く利用する産院を中心とした医療機関への訪問等により、個別支援の情報交換に限らず、顔の見える関係づくりに努めています。このように、ネウボラ・チームと地域や医療との連携をより強化することで、「世田谷版ネウボラ」のさらなる充実に取り組んでいます。

産後ケア事業

産後の心身ともに不安定な時期の母子を対象に、ショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）で母子のケアや育児相談等を行い、育児不安の早期解消を目指す施設として、2008（平成20）年3月に「産後ケアセンター桜新町」を全国に先駆けて開設し、「産後ケア事業」を実施し、以降委託床数を増やすなど拡充を進めています。

出産後から産後4カ月までの母子がゆったりと過ごすことのできる居室があり、助産師による母体や乳児のケアや授乳指導・育児相談などを受けることができます。人気が高く、多くの区民に利用されています。

2016（平成28）年度には医療機関との連携によるデイケアを開始するなどの拡充を図りました。2018（平成30）年度からは、これまでの運営事業者より建物の無償譲渡を受け、区立施設として委託床数を15床に拡充して運営しています。

医療的ケアが必要な子どもの預かり

世田谷区には小児医療の拠点となる国立成育医療研究センターがあり、重度の障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが多く住んでいます。そこで、区では、配慮が必要な子ども・家庭への支援として、「医療的ケアが必要な子どもの預かり」に向けた取り組みを進めています。区では、児童発達支援事業と住宅訪問型保育事業を組み合わせて、長時間の預かりを実施できる体制づくりを行い、2017（平成29）年



産後ケアセンター（母子ケアの様子）

3月より事業を始めました。加えて、2018（平成30）年4月より区立指定園1園で看護師を配置し、集団保育が可能かつ医療的ケアが必要な子ども1人の受け入れを開始しました。翌2019（平成31）年度からの区立指定園2園での実施に向け、引き続き体制整備を進めており、2022（平成34）年度までに区内全5地域での実施を予定しています。

地域資源を最大限活用

世田谷区の強みは、地域資源の豊富さです。区の人口は約90万人と大

規模ですが、着実に増えている妊産婦や子育て家庭を地域で孤立させないためには、きめ細かな支援のネットワークが必要です。区では、区内を五つの地域に分けて、総合支所が住民に身近なサービスを提供しています。さらに、地域では様々なNPOや民間団体が子育て支援に取り組んでいて、区だけでは補い切れない子育てのニーズに応えています。

「二男くんは「人口も子どもの数も多い世田谷区は、施設や人材など、民間も含めた地域資源を最大限活用して、妊娠から就学前まで切れ目のない子育て支援に取り組んでいるのがよく分かった。子育ては予想もしないことが次々と起きて、自分一人の力ではどうにもならないことがある。世田谷区のような大きな自治体だからこそ、保護者が地域で孤立して、一人で不安を抱え込んでしまうことがないように、顔が見える相談・支援体制が必要だ」と思いました。

長い時間勉強していた二男くん、お腹がグーッと鳴ってしまいました。「お腹がペコペコだ。ポロ市名物の代官餅を食べよう」とポロ市の会場へと向かいました。

「特別区全国連携プロジェクト」の取り組みについて

平成30年度 第2回全国連携展示（青森県市町村） 縄文の大地 青森の魅力

特別区長会と連携協力協定を締結した青森県市長会、青森県町村会との連携事業として、青森県市町村の展示を東京区政会館1階エントランスホールにて開催します。

今年度2回目となる今回の展示では、縄文遺跡や祭り、グルメ、自然、その他観光資源などの青森の魅力について紹介します。

青森県の様々な魅力を紹介したパネル等展示するほか、青森県市町村のパフレットの提供、自治体PR動画を上映します。魅力あふれる青森の素晴らしさを発見し、青森との交流を深めるきっかけにいただければ幸いです。

◆展示期間 平成31年1月8日（火）～2月14日（木）

◆展示時間 平日 午前9時～午後8時30分
土曜日 午前9時～午後5時
（日曜日・祝日を除く）

◆連携イベント

◆特産品の販売などを開催します。

平成31年1月24日（木）

午前11時～午後4時

◆主催

特別区長会、公益財団法人特別区協議会

◆連携協力

青森県市長会、青森県町村会

◆後援

東京都
（特別区長会事務局・特別区協議会事業部）

平成30年度 第2回全国連携講演会 「関係人口」を学ぶ特別区全国連携プロジェクトの推進に向けて

特別区全国連携プロジェクトの推進を目的に講演会を開催します。

今回の講演会では、「関係人口」をテーマに、「関係人口」の概念と考え方や国における取り組みを説明し、さらにモデル団体における事例を紹介いたします。

自治体間連携を推進するために、この講演会を活用してください。

◆日時 平成31年1月11日（金）

午後1時30分～午後5時

◆会場

東京区政会館20階会議室

（千代田区飯田橋3-15-1）

◆参加対象

23区関係者、その他自治体関係者、自治体間連携に関心のある企業・団体関係者

◆定員 150人（要申し込み・先着順）

◆費用 無料

◆内容（予定）

○新たな概念としての「関係人口」

○「関係人口」の創出に向けた国の取組み

○総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 課長補佐 中井孝一 氏

○事例報告 北海道「ふるさとサポート活動」推進事業

北海道総合政策部地域創生局移住交流担当 課長 高見里佳 氏

北海道美幌町総務部まちづくりグループ政策

課長 高見里佳 氏

北海道総合政策部地域創生局移住交流担当 課長 高見里佳 氏

北海道美幌町総務部まちづくりグループ政策 課長 高見里佳 氏

北海道美幌町総務部まちづくりグループ政策 課長 高見里佳 氏

特別区自治情報・交流センター休館のお知らせ

年末年始及び蔵書点検のため、左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出予約と返却を中止いたします。

ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼年末年始休館

平成30年12月29日（土）

▼蔵書点検に伴う休館

平成31年1月21日（月）～26日（土）

【問い合わせ先】

（公財）特別区協議会 事業部調査研究課

特別区自治情報・交流センター

電話 03（5210）9051

（特別区協議会事業部）

平成31年度都区財政調整 区側提案事項について

平成31年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月16日の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月3日に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的な検討を行うよう下命されました。

一 検討の経過

特別区長会は、本年6月に特別区による自主的、自律的な区間調整を行うべく、来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容は、現行算定の妥当性を検証し、特別区の実態に見合った算定に改めるとともに、基礎的・普遍的事業の確な算定を確保しつつ、算定の標準化や一定の行政分野における経費の包括算定など、各区の自主性が担保される算定方法への改善を、区側が主体的に行うというものです。

提案は、この基本方針に従い、各区の決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、各ブロック及び決算分析ワーキンググループから出された経費算定の充実、算定方法の改善策等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、特別区長会です承されたものです。

項目を含め、56項目を提案することとしています。なお、現下の社会経済状況等を勘案し、今後の状況変化に応じ、提案を行う項目として、子ども医療費助成事業費など4項目が、継続検討課題として整理されました。

二 区側提案事項の内容

今回の提案では、①大規模な税制改正や、特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと、②幼児教育無償化や改築需要集中期への対応など特別区の実態を踏ま

え、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること、③特別交付金、減取補填対策、都市計画交付金及び児童相談所関連経費について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めること、を求めています。

（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）
算定の包括化2項目（再掲）
子どもの貧困対策等事業費など
個別懸案課題への対応
特別交付金の割合の見直し
都市計画交付金のあり方に関する見直し
児童相談所関連経費 など
（特別区長会事務局）

◎特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し
新規提案25項目（保育従事職員宿舎借上げ支援事業費など）
充実提案18項目（改築需要集中期への対応など）
改善提案12項目（公園費の見直しなど）
縮減提案1項目（住宅対策費）

平成31年度都区財政調整区側提案取りまとめの概要

特別区長会方針（平成30年6月特別区長会総会決定）

平成31年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（基本的な考え方）

自主・自律的な区間調整の反映

- ・現行算定の妥当性の検証
- ・各区の自主性が担保される算定

具体的な取組

- ◎標準区経費の見直し
- ◎算定の簡素化・包括化

区側提案事項

- ① 税制改正等で影響が生じる場合は配分割合を見直すこと
- ② 区側の主体的調整を基本に整理すること
- ③ 都区財政調整協議上の諸課題について見直しを行うこと

算定内容改善等の提案

標準区経費の見直し: 56項目

◆単価・数量等の見直し: 55項目

- ・【新規】保育従事職員宿舎借上げ支援事業費など
- ・【充実】改築需要集中期への対応など
- ・【改善】公園費の見直しなど

◆廃止・縮減項目を提案: 1項目

- ・【縮減】住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）

◆算定の包括化: 2項目（再掲）

- ・【新規】子どもの貧困対策等事業費など

社会経済状況に応じた対応
既算定経費の一般的な見直しなど

個別懸案課題への対応

- ◆特別交付金の割合の見直し
- ◆都市計画交付金のあり方に関する見直し
- ◆児童相談所関連経費 など

東京都予算に対する知事ヒアリングが 実施されました



左から高野幹事（豊島区長）、西川会長（荒川区長）、小池知事、青木副会長（葛飾区長）、松原副会長（大田区長）、武井幹事（港区長）

昨年度に引き続き、都の予算編成にあたり、都知事との公開ヒアリングが11月6日、東京都庁で実施されました。都予算については7月30日に22項目の要望を行っており、今回は改めての要請となりました。

当日は、特別区長会から西川太一郎会長（荒川区長）、松原忠義副会長（大田区長）、青木克徳副会長（葛飾区長）、武井雅昭幹事（港区長）、高野之夫幹事（豊島区長）が出席しました。

冒頭、西川会長から、重点事項として、①政令指定に向けた児童相談所設置にかかる支援、都区協働による児童相談体制の強化②都区のあり方検討委員会会の再開や用途地域の都市計画決定権限の移譲、特別区都市計画交付金の拡充等についての協議の実施③受動喫煙対策の都区の事務分担に関する調整、区への財政措置、地域への説明の実施④首都直下型地震、大規模水害等への対応策の充実と対口支援等被災地支援の連携対応の強化について要請しました。また、出席の他区長からも、交通システムの整備、オール東京での環境対策や広域避難体制、文化による国際交流等について発言がありました。

た。小池都知事からは、「子ども達の安心・安全の確保は非常に重要である。今後もコミュニケーションを重ねて協力していきたい」等の発言がありました。

ヒアリングの詳細については、東京都のホームページにて、録画映像及び議事録の閲覧ができます。

http://www.zainu.metro.tokyo.jp/syukeil/zaisei/31dantaiyobo_index.html

（特別区長会事務局）



ヒアリングの様子

平成31年度税制改正に向けた要請を公明党 東京都本部代表あて提出

現在、与党税制調査会では平成31年度税制改正に向け、地方法人課税について、いわゆる「税源偏在是正」を理由とした新たな措置が検討されています。

特別区長会は、平成30年11月21日（水）、特別区の貴重な税源がこれ以上奪われることのないよう、東京都、東京都市長会、東京都町村会と連名で、公明党東京都本部代表・高木陽介衆議院議員に対し、新たな措置に反対する共同要請を実施いたしました。

（特別区長会事務局）

特別区長会調査研究機構 第2回理事会結果

「特別区長会調査研究機構（以下「機構」という。）は、平成30年11月9日（金）に第2回目の機構理事会を開催しました。機構理事会では、テーマ提案区と相談をしながら検討を行ってきた、研究概要及び研究プロジェクト体制等について了承されました。今後、この体制に沿って、来年4月からの調査研究実施に向けた準備を進めていきます。

平成31年度調査研究テーマ及び研究体制（平成30年11月9日時点）

テーマ名（提案区）	研究体制（○プロジェクトリーダー）
1 特別区が取り組んでいる施策の効果が日本全体に与える影響（港区）	○東京大学名誉教授 大森 彌 首都大学東京大学院教授 大杉 寛 他 港区、希望する区
2 基礎自治体におけるテレワークの活用と実現方法（品川区）	○明治大学名誉教授 市川 宏雄 学識経験者、品川区、希望する区
3 AI等の先端技術を活用した業務効率化～電子自治体への移行に向けて～（大田区、葛飾区）	○大田区・葛飾区 専門家
4 特別区のスケールメリットを生かした業務効率化（渋谷区）	○渋谷区 専門家、希望する区
5 「持続可能な開発のための目標（SDGs）」に関して、特別区として取り組むべき実行性のある施策について（荒川区）	○京都大学教授 広井 良典 学識経験者、荒川区、希望する区
6 自尊感情とレジリエンスの向上に着目した、育児期女性に対する支援体制構築に向けての基礎研究（板橋区）	○東京家政大学女性未来研究所副所長 並木 有希 東京家政大学、板橋区、北区、希望する区
7 大局的に見た特別区の将来像（江戸川区）	○東京大学名誉教授 大森 彌 学識経験者、江戸川区、希望する区
8 特別区における小地域人口・世帯分析及び壮年期単身者の現状と課題（基礎調査）	○放送大学/千葉大学名誉教授 宮本 みち子 ○慶應義塾大学名誉教授 大江 守之 他

（特別区長会調査研究機構事務局）

平成30年度管理職選考合格者の発表及び 択一・短答式問題受験の免除者の通知

特別区人事委員会は、10月30日（火）、平成30年度管理職選考合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知を行いました。

管理職選考合格者

196人が最終合格
 〈合格者数〉
 今年度の管理職選考合格者数は、I類143人、II類53人で合計196人となりました。
 昨年度と比較し、I類は16人増、II類は2人減となりました。

〈合格率〉

合格率は、I類が28・1%、II類が52・0%、I・II類合計で32・1%でした。合格率を受験方式別に見ると、全部受験方式は昨年度比2・8ポイント増の24・1%、免除受験方式（※）は同1・9ポイント増の31・4%となりました。

また、I類合格者全体に占める免除受験者の割合は、合格者143人中88人の61・5%で、昨年度と比較し1・7ポイント増となり、引き続き高水準となっております。

（※）免除受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている者が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式です。

択一・短答式問題受験の免除資格取得者

160人が免除資格を取得
 〈免除資格の取得者数〉
 免除資格とは、択一・短答式問題の成績が上位30%程度の者に、原則翌年度以降の3年間、択一・短答式問題の受験を免除するものです。
 今年度は、免除対象者（※）601人のうち160人（26・6%）が免除資格を取得しました。

（※）免除対象者とは、全部受験方式で受験し、合格にいたらなかった者並びに分割受験方式及び前倒し受験方式で受験した者をいいます。

〈免除資格の取得率〉

受験方式別で見ると、全部受験方式が25・6%、分割受験方式が24・3%、前倒し受験方式が28・3%でした。昨年度から引き続き、前倒し受験方式の免除資格の取得率が最も高いことから、若年層の意欲の高さがうかがえる結果となりました。

免除資格の取得者は、今年度の管理職選考合格率（全部受験方式24・1%、免除受験方式31・4%）を見ても分かるように、合格への大きな一歩を踏み出したこととなります。

免除資格を取得された方を含め、来年度の管理職選考受験を希望される方は、明確な目標を持って管理職選考に向けた勉強や日常業務に取り組んでください。

（特別区人事委員会事務局）

平成30年度管理職選考 区別・選考区分別合格者数

区名	I類					II類			合計
	事務	技術I	技術II	技術III	小計	事務	技術	小計	
千代田	2				2	2		2	4
中央	3	1			4	1	1	2	6
港	3	1			4	2		2	6
新宿	6		1		7	2		2	9
文京	6	1			7	2	1	3	10
台東	4	1			5	1	1	2	7
墨田	3	1		1	5	2		2	7
江東	5	1		1	7	1		1	8
品川	6				6				6
目黒	3				3	1	1	2	5
大田	7	1	1		9	1		1	10
世田谷	7	1	3		11	8		8	19
渋谷	5	2	1		8	2		2	10
中野	5	1			6				6
杉並	4	1			5	3		3	8
豊島	5	1	1		7	3		3	10
北	2	1	1		4	2	1	3	7
荒川	3				3				3
板橋	3		2		5	1	1	2	7
練馬	4		1		5	2		2	7
足立	5				5				5
葛飾	7	1			8	2	2	4	12
江戸川	5	1	2		8	2	1	3	11
特人厚	2				2				2
特競馬	1				1	1		1	2
清掃			1	5	6	1	2	3	9
計	106	16	14	7	143	42	11	53	196

平成30年度管理職選考実施状況

I類（全部及び免除受験方式）及びII類 (単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	
I類	事務	358	345	13	212	191	21	106	93	13	29.6	27.0	2.6	
	技術	I	67	70	△3	24	23	1	16	15	1	23.9	21.4	2.5
		II	38	40	△2	16	21	△5	14	14	0	36.8	35.0	1.8
		III	45	43	2	9	8	1	7	5	2	15.6	11.6	4.0
	小計	150	153	△3	49	52	△3	37	34	3	24.7	22.2	2.5	
I類計	508	498	10	261	243	18	143	127	16	28.1	25.5	2.6		
II類	事務	81	86	△5	63	72	△9	42	42	0	51.9	48.8	3.1	
	技術	21	22	△1	12	16	△4	11	13	△2	52.4	59.1	△6.7	
II類計	102	108	△6	75	88	△13	53	55	△2	52.0	50.9	1.1		
合計		610	606	4	336	331	5	196	182	14	32.1	30.0	2.1	

I類（全部受験方式） (単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	
I類(全部)	事務	174	174	0	81	71	10	48	42	6	27.6	24.1	3.5	
	技術	I	30	36	△6	7	7	0	4	4	0	13.3	11.1	2.2
		II	15	22	△7	4	8	△4	2	4	△2	13.3	18.2	△4.9
		III	9	8	1	2	1	1	1	1	0	11.1	12.5	△1.4
	小計	54	66	△12	13	16	△3	7	9	△2	13.0	13.6	△0.6	
合計	228	240	△12	94	87	7	55	51	4	24.1	21.3	2.8		

I類（免除受験方式） (単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	30年度	29年度	増減	
I類(免除)	事務	184	171	13	131	120	11	58	51	7	31.5	29.8	1.7	
	技術	I	37	34	3	17	16	1	12	11	1	32.4	32.4	0.0
		II	23	18	5	12	13	△1	12	10	2	52.2	55.6	△3.4
		III	36	35	1	7	7	0	6	4	2	16.7	11.4	5.3
	小計	96	87	9	36	36	0	30	25	5	31.3	28.7	2.6	
合計	280	258	22	167	156	11	88	76	12	31.4	29.5	1.9		

平成30年度管理職選考免除者総括表（選考区分別・受験方式別）

	対象者数				免除者数				免除率				
	計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			
		A	全部	分割		前倒し	B	全部		分割	前倒し	B/A	全部
事務	455	117	97	241	115	24	21	70	25.3	20.5	21.6	29.0	
技術	I	65	26	17	22	17	10	3	4	26.2	38.5	17.6	18.2
	II	37	13	7	17	13	4	4	5	35.1	30.8	57.1	29.4
	III	44	8	23	13	15	4	7	4	34.1	50.0	30.4	30.8
	小計	146	47	47	52	45	18	14	13	30.8	38.3	29.8	25.0
合計	601	164	144	293	160	42	35	83	26.6	25.6	24.3	28.3	

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。
 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験した者
 3 分割とは、分割受験方式で受験した者
 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した者

特別区職員研修所からのご案内

2月の研修メニューを紹介します

トピックス研修

自治体経営研修「行政トピックス」

平成31年1月31日(木)午後3時～5時

AIによる新時代 ～ AIが変える自治体業務と人材～

- ・対象：管理職・係長級の職員。ただし、受講を希望する主任も可。
- ・講師：稲継 裕昭 氏（早稲田大学政治経済学術院教授）
- ・内容：自治体にAIを導入したとき、「AIが自治体業務にもたらすものとは?」「AI時代に求められる職員とは?」AIによる新時代についてお話いただきます。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット(★印)
専門研修		
戸籍(中級)①②	①2/4(月)～8(金) ②2/19(火)～21(木)・27(水)・28(木)	同研修(初級)を修了し、戸籍事務を担当する職務経験2年程度の職員
まちづくり(基礎Ⅱ)①②	①2月中旬 ②2月下旬	まちづくりに関連する事業を担当する職員
食品衛生	2月下旬	食品衛生監視業務に従事する職員
ステップアップ研修		
対話による ポジティブ・アプローチ⑩	2/5(火)・6(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化⑦	2/6(水)・7(木)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身に付けたい主任以下の職員
クレーム対応⑧	2/6(水)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
協働型リーダーシップ⑨	2/13(水)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・同僚・後輩との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
サポート研修		
地方公務員法⑥	2/14(木)	1級職の職員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
特別区制度③	2/1(金)	主任の職員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等を読み解きながら学びたい主任の職員
試行研修		
児童心理(実践)	2月上旬	子ども家庭支援センターを含む福祉関連施設等に勤務する心理職
児童家庭福祉③	2月中旬	子ども家庭支援センターを含む子ども家庭福祉行政に携わる職員

※紙面の都合上、2月に実施する研修の一部を紹介しています(一部、1月に実施する研修を含む)。
 ※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。
 ※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より一ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。
 ※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujou/index.html>)もご覧ください。(特別区職員研修所)

北京市区人民代表大会友好代表団が来日



歓迎式に出席した三議長会正副会長等と記念撮影

特別区議会議長会は、東京都議会議長会及び東京都町村議会議長会とともに三議長会共同事業として、北京市区人民代表大会との間で、相互に友好代表団を招待する交流事業を実施しており、今年で35周年を迎えました。また、今年には日中平和友好条約締結40周年でもあります。

これらの交流の節目にあたる今年には、10月10日から10月16日までの7日間、李文起団長をはじめとする友好代表団一行10名を日本にお招きしました。友好代表団の来日は、今回で16回目です。

■各議長会との親善交流・視察

友好代表団一行は、来日初日、三議長会主催による歓迎式に臨み、丸山高司特別区議会議長会会長(渋谷区議会議長)をはじめ、三議長会正副会長等と会談しました。

丸山会長からは、「今年、北京市区人民代表大会との友好交流事業が始まってから35年であり、また、日中平和友好条約締結40周年という喜ばしい節目の年である。この間、交流を通して、両都市に共通する様々な課題を共有し、解決に向けたアイデアを学び合うことにより、両都市の今日の発展に寄与してきた。現在、東京は間近に迫った2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて着実に準備を進めており、2年後に向けて変わりつつある東京の今をご覧いただきたい。昨年の私どもの訪中今回の代表団の先生方の来日により、日中両国及び北京と北京の友好親善の絆が、より強固なものになると確信している」との歓迎の挨拶がありました。

李団長からは、「三議長会の招待を受けて日本を訪問することができ、大変に嬉しく思う。東京都は北京市の第一番目の友好都市であり、1979年の友好都市締結以来、緊密な交流関係を保ち、特に、経済、教育、科学技術の分野において、実り多い成果を収めてきた。今年、北京市区人民代表大会と三議長会の交流が始まってから35年になる。この間、この交流を大切に、互いに学びあうことで、友好都市関係の発展に大きく寄与した。皆さまの協力のもと、今回の来日目的を達することができると確信している。」との答礼

の挨拶がありました。

その後、三議長会主催による歓迎夕食会が、各区・市・町村議会議長をはじめ、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の正副会長等、多くの出席者のもと開催され、参加者の交流が深められました。

〔10月11日〕
 東京都議会議長会会長市である町田市を訪れ、若林章喜会長(町田市議会議長)、高橋豊町田市副市長と会談しました。その後、議場等を視察しました。

午後、東京都町村議会議長会副会長町である日の出町を訪問し、平野隆史副会長(日の出町議会議長)や橋本聖二日の出町長と会談しました。その後、議場等を視察しました。

夜は、在日本中国大使館主催の「錦秋交流の夕べ」に出席しました。

〔10月12日〕
 特別区議会議長会会長区である渋谷区を訪れ、丸山高司会長(渋谷区議会議長)、長谷部健区長と会談しました。その後、渋谷区内の特別養護老人ホームを視察しました。北京市では高齢化が急速に進んでおり、団員の関心も高く、施設での介護サービス等について活発な質疑が行われました。



建設中の渋谷区役所新庁舎を視察

行われました。

その後、建設中の渋谷区役所新庁舎と新公会堂を視察しました。先進的なオフィス空間と職員のワークスタイル改革を特徴のひとつとする新庁舎内で、真新しい議場や事務スペースを見ながら職員の説明に熱心に耳を傾けていました。

午後、大丸有(大手町・丸の内・有楽町)スマートシティ事業を視察し、新たなビジネス環境について説明を受けました。

〔10月13日〕
 三溪園、横浜中華街や山下公園等、横浜の観光資源を視察しました。三溪園では、歴史ある数々の建造物等を見学しました。また、横浜中華街では、様々な店や街の様子を熱心にカメラに収めていました。

夜は、前年度訪中団員との交流会に臨みました。

■地方視察
 〔10月14日・10月16日〕
 後半の3日間は、京都、大阪を巡りました。京都では、まちなみや伝統文化を視察し、大阪では、先進的な介護ロボット等様々なロボットのデモンストレーションを視察しました。

北京市区人民代表大会友好代表団は、限られた滞在期間の中で、精力的に視察を行い、日本に対する理解と友好親善の絆を深め、帰国の途に就きました。

(特別区議会議長会事務局)

首都大学東京オープンユニバーシティ 飯田橋キャンパスより 1月開講講座のご案内です!!

●観光とMICEの見方・考え方 【講座コード：1841E001】

～観光とMICEをより深く理解し、地域で活用するために～

本講座では観光産業に従事する方、観光業界への就職を希望する方、あるいは観光産業に興味がある方を対象に、MICE^(注)を含めた観光の見方・考え方を解説します。講座の前半では、MICEについて、業界の最前線で活躍する講師陣が、基礎知識から実際の事例を踏まえた分析まで、分かりやすくお話しします。後半では、観光の基本的な見方や考え方、および観光と政策の関連性、戦略としてのMICEの重要性を学びます。この講座を通じて、観光産業とMICEの知識を深めていただければと思います。

※第5回(2/7)は、六本木にて現地視察を行います。

※注：MICE：Meeting（企業等の会議）、Incentive Travel（企業等の報奨・研修旅行）、Convention（学会や政府等の国際会議）、Exhibition/Event（見本市・展示会やイベント）の総称

講師：菊地 俊夫（きくち としお）ほか7名
首都大学東京教授 都市環境学部
日程：1/10～3/7 木曜8回
時間：19:00～20:30
受講料：19,900円
場所：飯田橋キャンパス（東京区政会館3階）ほか

●異常気象と地球温暖化 【講座コード：1841G003】

～地球温暖化や都市化は、豪雨・豪雪・猛暑を増やしているのか？～

本講座では、異常気象と地球温暖化に焦点を当て、その基礎的な地球温暖化の説明、都市化などの地表面の改変による影響、近年の少雪化と豪雪などを扱います。地球温暖化により豪雨の増加、猛暑の増加、台風の激化などが知られていますが、その科学的な根拠や、一部の誤解などについても講義します。また、最近の難しい問題として、温暖化しているにも関わらず豪雪が増えていることについて取り上げます。さらに、新しい問題として、PM2.5などの大気汚染

と地球温暖化の関わりについても扱いたいと思います。

講師：高橋 洋（たかはし ひろし）
首都大学東京助教 都市環境学部
日程：1/30～3/6 水曜4回
時間：18:30～20:00
受講料：10,000円
場所：飯田橋キャンパス（東京区政会館3階）

*講座の概要については、首都大学東京オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。(特別区協議会事業部)

※特別区職員互助組合員の方はお申込みの際、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

首都大学東京オープンユニバーシティ事務局 <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050 (平日 9:00～17:30)

●パンフレットを無料送付いたします。

平成30年11月区長会の主な案件等

区長会

11.16

- 首都圏空港の機能強化について
- 熊本地震からの復旧・復興に向けた平成31年度の被災市町村への職員派遣のお願い
- 東日本大震災被災市町村への職員派遣の御礼とお礼について
- 東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等について
- 平成31年度都府政調整区側提案事項について
- 税財政部会の概要について
- 「不合理な税制改正等に対する特別区の主張」に係る緊急要望について
- 幼児教育・保育の無償化に関する要望について
- 2020年度国・都の施策及び予算に関する要望について
- 後期高齢者医療広域連合協議会（11/1開催）報告について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 公益財団法人特別区協議会理事會開催結果報告について
- (仮称)東京区政会館別館（特別区職員研修所）建設基本設計について（中間報告）
- 東京都予算に対する知事ヒアリングの実施について
- 平成30年度第2回都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
- 被災自治体視察事業について（報告）
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- オール東京62市区町村共同事業「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業」について
- 平成30年度特別区長会補正予算（第一次）について
- 東京都区市町村振興協合理事会の概要について（特別区長会事務局）

平成30年11月議長会の主な案件等

議長会

11.19

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウムについて
- 特別区議会議員講演会(平成30年度第3回)について
- 公益財団法人特別区協議会理事會議決結果について
- (仮称)東京区政会館別館「建設基本設計(中間報告)」について
- 関東市議会議長会理事會の概要について
- 全国市議会議長会評議員会の概要について
- 市議會議員共済会理事會の概要について
- 全国市議會議長会研究フォーラムの概要について
- 平成31年度議長会等會議日程【案】について
- 平成31年度議長会関係役職等の選任の考え方について
- (特別区議會議長会事務局)

平成30年度公益財団法人特別区協議会 第4回理事會の結果

- 11月16日(金)に第4回理事會が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。
- 1～3 自治調整資金立替資金の返還免除について（承認）
- 4 (仮称)東京区政会館別館（特別区職員研修所）建設基本設計【中間報告】について（報告了承）
- 5 平成30年度上半期事業報告（報告了承）
- 6 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期報告【平成30年度上半期分】について（報告了承）
- (特別区議會議長会事務局)

東京2020オリンピック・パラリンピックを観に行こう！

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）の開催まで、あと500日あまりとなりました。大会のセッションスケジュールも一部公開されるなど、いよいよ大会本番というムードが日に日に高まっています。地元・東京で開催される東京2020大会を、是非生で観戦し、人生の財産となる一生に一度の経験をしてください。

なお、公式チケット販売サイトでチケットを購入する際には、TOKYO 2020 IDの登録が必要となります。オリンピックは2019年の春以降、パラリンピックは2019年の夏以降、チケット販売が開始されますが、この販売開始の時点でチケットを販売しているのは公式チケット販売サイトだけです。つまり、最も早いタイミングでチケットを申し込むためには、必ずIDが必要となります。また、TOKYO 2020 IDに登録することで、チケットを含む東京2020大会の関連情報をメールアドレスで入手することができます。早めの登録をお願いします。

TOKYO 2020 IDの登録方法は、簡単です。インターネットでID登録ページ(<https://id.tokyo2020.jp/>)を開き、メールアドレス等必要事項を入力すれば完了です。東京2020大会では、グループ向けの安価なチケット(オリンピックは2020円)や、ホスピタリティプログラムなどを用意し、ニーズに合わせて大会を楽しめるよう準備を進めています。生でしか味わうことができない、五感で楽しむスポーツの祭典を、是非体験してください。

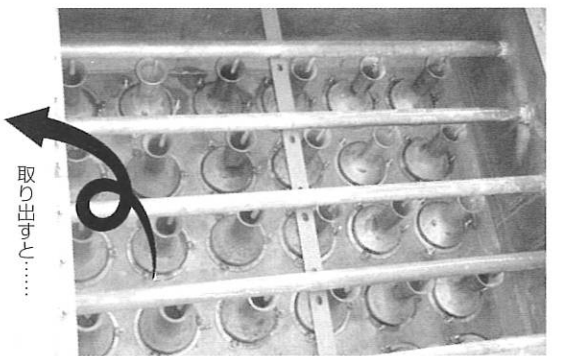
(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、特別区長会事務局)

12月は「大気汚染防止推進月間」です

毎年12月は、きれいな空を守るための大切な呼びかけ「大気汚染防止推進月間」です。今回は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）の清掃工場における大気汚染防止対策をご紹介します。

清掃工場の大気汚染防止対策

ごみを燃やす過程で様々な物質が発生しますが、清掃一組では万全の環境対策を施したうえで、清掃工場を管理・運営しています。清掃工場では、大気汚染防止のため、①燃焼管理を実施するほか、②ろ過式集じん器、③洗煙設備、④触媒反応塔を備えています。これらの装置を通すことで、有害物質を取り除き、周辺環境に悪影響を与えないようにしています（下段、図1参照）。



ろ過式集じん器内部（有明清掃工場）

ろ布

煙が出ることを防いでいます。フィルターとなる「ろ布」は1炉につき約800本から1200本程度入っています。

また、活性炭と一緒に吹き込むことで、粒子の大きい物質に付着しているダイオキシン類や水銀を吸着させ、除去しています。

さらに、消石灰も一緒に吹き込むことで、酸性雨などの原因となる塩化水素や硫酸化合物と反応させて除去しています。

③洗煙設備

洗煙設備では、排ガスを水と薬剤で洗います。苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）と液体キレート（水酸化ナトリウム）と液体キレートを混ぜた水のシャワーを排ガスに浴びせることで、水銀・塩化水素・硫酸化合物を除去します。

液体キレートのキレートとはギリシャ語で「蟹のはさみ」を意味し、文字通り重金属をはさみ込んで離さない性質があります。

④触媒反応塔

触媒反応塔では、アンモニアを吹き込み、触媒の力を利用して窒素化合物とダイオキシン類を分解しています。

排ガス中の水銀対策

清掃一組では以前より排ガス中の水銀の自己規制値を定め、排出抑制に努めてきましたが、平成30年4月から法による規制が始まりました。

排ガスに水銀が含まれる原因は、清掃工場に水銀を含むごみが不適正に搬入されるからです。各清掃工場では、搬入されるごみを検査して不適正搬入を抑制していますが、それでも水銀混入ごみが搬入されることがあります。焼却炉に入った水銀は蒸発して排ガスに移ります。排ガス中の水銀濃度が自己規制値を超える恐れがあるときは、焼却炉を停止させています。

焼却炉が停止すると、復旧のために多くの費用や日数がかかるだけでなく、23区全体のごみ処理が滞ります。そのため、清掃一組では、搬入物の検査を強化するとともに、23区及び東京都と連携して、継続的に不適正搬入防止のた

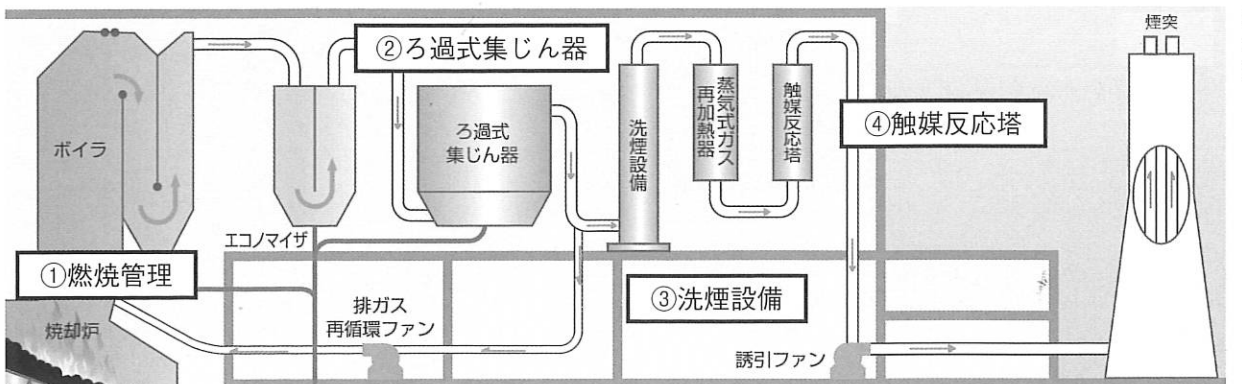


図1 大気汚染防止対策の概略図

めの対策に取り組んでいます。

臭気防止

清掃工場に搬入されたごみは、ごみバンクに貯留され、臭気が発生します。バンク内の臭気を帯びた空気は焼却炉に送られ、高温の焼却炉内で熱分解されます。また、清掃車両の出入口にはエアカーテンを設置して、臭気が建物の外に出ないようにしています。なお、定期点検補修等で焼却炉が停止している期間などは、脱臭装置を稼働させています。

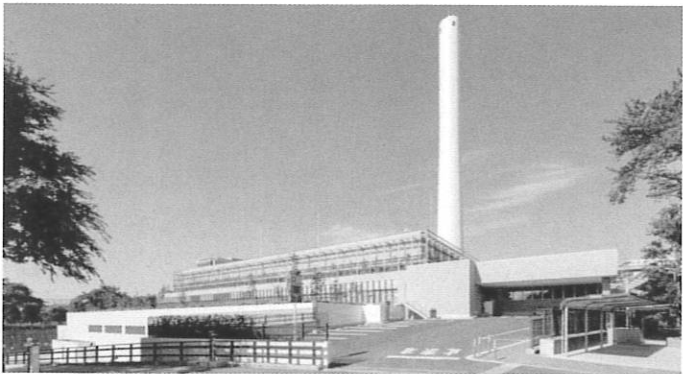
周辺大気環境調査

各清掃工場の周辺地域で大気汚染物質とダイオキシン類を調査しています。この調査では、工場周辺の公共施設などに大気測定用の機器を置かせていただき、煙突からの排ガスが周辺の大気環境に影響を与えていないことを確認しています。

測定結果の公表

清掃一組では、区民の皆さんが清掃一組の安全で安定を基本とした事業運営へのご理解を深めていただけるよう、積極的な情報提供に努めています。

環境関連の測定結果は、地域住民の代表や工場所在区などで構成される清掃工場の運営協議会など



最新鋭の杉並清掃工場

で報告するとともに、各工場等が発行する「工場だより」や「環境報告書」、清掃一組が運営しているホームページなどに掲載しています。

今月は大気汚染防止推進月間でもあることから、清掃一組の環境対策をご紹介します。

清掃一組では、これからも皆さんのご理解とご協力の下、ごみの中間処理を通して東京23区の環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでいきます。

平成29年度に一番多く出された粗大ごみは？

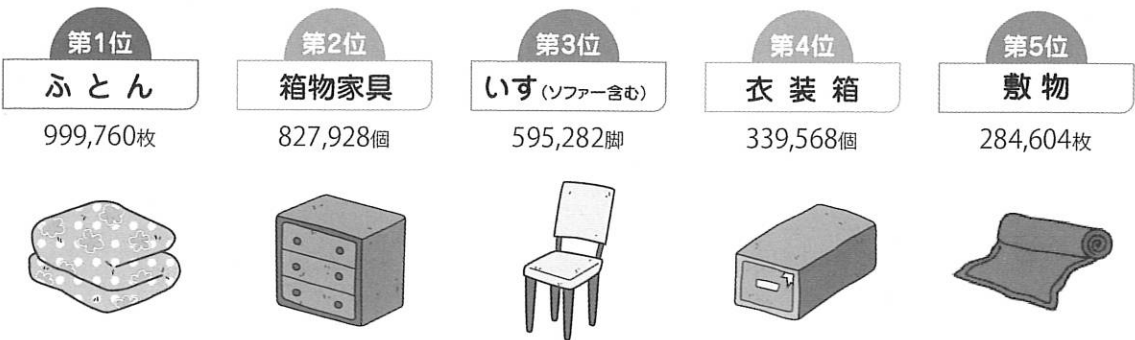
平成29年度の東京23区の粗大ごみ収集量は5万8676トンで、前年度と比較して量で775トン、率にして約1.3%の増加となりました。多く出されたごみを品目別に見てみると、1位ふとん、2位箱物家具、3位いすで、ふとんは、現在の品目区分けで集計を始めた平成4年度から不動の1位となっています。

粗大ごみは、主に中央防波堤内側埋立地にある粗大ごみ破砕処理施設で破砕処理されます。縦型の破砕機の中で粗大ごみを落下させながら、高速で回転するハンマーで碎き、一辺の長さ15センチメートル以下の大きさにします。途中、磁石を使った機械で鉄分を回収し、売却しています。

破砕後の残さは、焼却できるものは清掃工場で焼却処理し、焼却に適さないものは埋め立て処分します。



手作業で分別された後の可燃系粗大ごみ



平成29年度に多く出された粗大ごみ（質量ベースで前年度比1.3%増加）

（東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課）



平成最後の大一番、東京大賞典(GI)!

【一年のラストを飾るビッグイベント! 国際GI東京大賞典】

東京大賞典は、一年の総決算として行われる年の瀬のビッグイベントで、毎年12月29日に実施しています。2011年からは地方競馬初の国際GI(国際競走)に格上げとなったことで、日本全国から集結したダートグレード戦線の実績馬に加え、海外馬の参戦が可能になりました。

NO.1ダートホースを決める平成最後の大一番を、ぜひ大井競馬場でご観戦ください。



▲昨年の東京大賞典(優勝馬:コパノリッキー)

【年末開催は大晦日まで!】

一年を締めくくる一杯はラーメンで!

TCKの年末開催は、12月25日~27日、29日~31日となっています。12月25日~27日は今年最後のトゥインクルレース(ナイター競馬)を実施します。12月29日~31日は3日連続の重賞競走を行い、最後まで熱い戦いが繰り広げられます。



▲年末恒例のラーメンフェスは毎年大盛況!

年末開催の予定は、以下のとおりです。

12月25日(火)~27日(木) トゥインクルレース(ナイター開催)

12月29日(土)~31日(月) プチトゥインクル(薄暮開催)

12月29日(土)

ダートNO.1を決める平成最後の大一番!「東京大賞典(GI)」(2,000m)

12月30日(日)

マイル女王決定戦!「東京シンデレラマイル(SIII)」(1,600m)

12月31日(月)

2歳女王決定戦!「東京2歳優駿牝馬(SI)」(1,600m)

また、年末開催中は毎年恒例の「ラーメンフェス2018@TCK」を開催いたします。今年は、自称日本一ラーメンを食べた男・大崎裕史さんが全国各地から厳選した至極のラーメン店が立ち並ぶほか、ラーメンに合う各種サイドメニューも取り揃えました!今年の年末は、アツアツのラーメンを片手に、熱いレースが楽しめるTCKでお過ごしください。

※今回ご紹介した内容の詳細については、TCKホームページをご覧ください。

【東京メトロポリタンウィークが終了しました!】

TCKでは、大井競馬が東京23区の主催であること、区民にとって身近な施設であることを伝えるため、特定の開催期間を「東京メトロポリタンウィーク」と称して、各区にもご参加いただきPR活動を展開しています。

今年は、10月29日から11月2日までの計5日間で、各区にちなんだレースやマスコットキャラクターの登場、PR動画の放映などを行い、場内は大いに盛り上がりしました。

(特別区競馬組合開催サービス課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
12	10/8~12	6,151,727,690円	916,995人	1,230,345,540円	183,399人	6,710円	91.9%	126.4%	72.7%
13	10/29~11/2	6,393,733,060円	688,736人	1,278,746,610円	137,747人	9,280円	68.2%	62.8%	108.7%

※前年度の13回はJBC競走を開催。

訴訟事件事例紹介 339

民泊を始めたい!?

【はじめに】

皆さんは、自己の所有する戸建て住宅やマンション等の有効活用を目的に、インターネットなどで予約を受け付け、旅行者に有料で宿泊サービスを提供する「民泊」を御存知でしょうか。

今回は、民泊を始めようとした原告が起こした訴訟事例についてご紹介いたします。

【事件の概要】

Y区内にマンションの一室を所有しているXは、当該物件を活用して、民泊を行おうとしました。Xは、Y区保健所を訪れ、計画書を示した上でこの民泊事業を営むには旅館業法の許可が必要か否かを質問したところ、Y区担当者は、旅館業法の許可を要します、と答えました。これに対し、Xは、民泊には旅館業法の規制が及ばないとの考えの下、Xが計画している民泊事業を営むについて旅館業法に基づく営業許可を受ける義務を負わないことの確認を求めて、訴えを提起しました。

【本件の争点】

旅館業法の許可は、許可を受けた者が、適法に旅館業を営業できるといふ地位を得る法的効果がある

るので、行政処分当たります。そして、行政処分の不服を裁判で争う場合、当該行政処分の取消しを求めるのが一般的です。そのほか、未だ行政処分がなされていない場合には、一定の処分をなすことを求めたり、また、なされようとしている処分の差止めを求めるといった訴えをすることができま

す。しかし、単に、窓口で問合わせ、その回答に不満だという段階で、訴えを提起することはできないのでしょうか。本件では、まさに、このような状況で、Xが営業許可を受ける義務を負わないことの確認を求める訴えは適法な訴えといえるのか、Xには訴えの利益があるのかどうか争点となりました。

【第一審判決】

第一審は、旅館業を経営しようとする者が営業許可を受ける義務は、旅館業法の定めによるものであり、Y区ないしY区長が課している義務ではなく、Xが無許可で民泊事業を営んだとしても、Y区が、Xに対して不利益処分を行うことが想定されない。よって、XとY区との間で当該義務の有無を確認することが、Xが無許可営業によって被る刑事罰などの危険を除去するために有効適切な争訟方法ではないとして、本件訴えに確認の利益を認めず、本件訴えを不適法として却下しました。

【控訴審】

Xは第一審判決を不服とし控訴しました。控訴審の第1回期日で、裁判長は、旅館業法は国が制定したものであるが、許可をしないかしないかの権限は、Y区保健所長にある、そして、その権限は、国の指導を受けないY区の自治事務である、また、高裁としては第一審の判断には不満があるなどと発言しました。裁判長のこの発言を受け、X側は喜び、Y区側は、一番と違った結論が出されるのではないかと気を揉みました。

【控訴審判決】

そして、判決の日、裁判長は、前回の発言など無かったかのよう

に、本件控訴を棄却する、と判決を言い渡しました。結局、控訴審でも、本件訴えには確認の利益がなく不適法とされました。ただし、控訴審では、Xはまだ民泊を開始しておらず、本件訴えは民泊事業を将来実行する際の権利又は法律関係の確認を裁判所に求めるものであり、XとY区との間に本件を巡る紛争がまだ裁判所の判断に適するほど成熟したものになつていないと、確認の利益がないこととの理由を変更しました。その後、Xは最高裁に上訴したものの、棄却されたため、本件は確定しました。

【おわりに】

では、Xは、どの段階になれば、旅館業法に基づく営業許可を受けられる義務を負わないか否かの判断を裁判所に求めることができたのでしょうか。あるいは、段階に関係なく、できなかったのでしょうか?第一審、控訴審の上記判断からは、はっきりしないところですが、Xが本件を提起した一番の目的は、自分が民泊を始めようとするのではなく、旅館業法という法の仕組み自体を争うことだったようです。結局、第一審判決も、控訴審判決も、このXの真の意図(政治的な意図)を見透かして、本件の訴えを不適法、却下としたのかもしれない。

(特別区人事・厚生事務組合法務部)



INFORMATION

1月の開催予定

競馬開催日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
大井																																
川崎																																
船橋																																
浦和																																
井崎																																
橋和																																
和																																



TCK女王盃 (JpnⅢ)

- 1月23日(水)
- 1,800m

年明け最初の重賞は、牝馬のダートグレード競走です。全国から集まった女傑が、真冬のダート女王の座を目指します。このところはJRA所属馬の攻勢が続いており、地方所属馬の奮起にも期待が寄せられます。

2月の開催予定

競馬開催日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
大井																																
川崎																																
船橋																																
浦和																																
井崎																																
橋和																																
和																																



金盃 (SⅡ)

- 2月6日(水)
- 2,600m

2015年から2,600mに変更し、国内最長距離で争われるダート重賞となりました。古馬(4歳以上)のトップクラスが集まり春の重賞戦線に向けて始動します。長距離ならではのペース配分や位置取りが勝敗を分ける場合も少なくなく、トップジョッキーたちの腕比べも見逃せないポイントです。



雲取賞 (SⅢ)

- 2月7日(木)
- 1,800m

2018年まで準重賞として実施していましたが、2019年から重賞に格上げされました。TCKで行う年明け最初の3歳重賞となり、雲取賞→京浜盃→南関東3歳クラシック三冠レースと続く路線を確立しました。

■交通のご案内

●無料バスのご案内

①大井町線(京急・東急バス)

往路: JR大井町駅(中央口東・7番停留所)

復路: 正門3番乗り場より運行

②大森線(京急バス)★TCK開催中のみ運行

往路: JR大森駅(東口・C7番停留所) 京急大森海岸駅経由

復路: 正門2番乗り場より運行

③錦糸町線(はとバス)★トゥインクルレース開催及び年末開催中のみ運行

往路: JR錦糸町駅(南口) 復路: 北門横バス乗り場より運行

●復路のみの無料バスのご案内

①品川駅経由目黒線(都バス・品93系統路線バス)

復路: 正門1番乗り場より運行

②JR品川駅直行バス(都バス)★トゥインクルレース開催及び年末開催中のみ運行

復路: 正門1番乗り場より運行

●その他の交通機関のご案内(有料)

東京モノレール「大井競馬場前」駅

下車、徒歩2分

京浜急行「立会川」駅(急行停車)

下車、徒歩12分

■駐車場のご案内

第1駐車場1,471台

料金: 1日1台につき車1,000円、

オートバイ200円※第2、3駐車場

は混雑時のみ営業します。



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部企画財政課
- 公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局開催サービス課

- TEL (5210) 9738 ホームページhttp://www.tokyo23city-kuchokai.jp/
- TEL (5210) 9731 ホームページhttp://www.tokyo23city-gichokai.jp/
- TEL (5210) 9916 ホームページhttp://www.tokyo23city.or.jp/
- TEL (5210) 9917 ホームページhttp://www.tokyo-23city.or.jp/
- TEL (6238) 0615 ホームページhttp://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/
- TEL (3763) 2170 ホームページhttp://www.tokyocitykeiba.com/